

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日がと
休日は、
当てる日
の翌日)

目 次

- ◇規 則
鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(企業局)
鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(環境保全課)
- ◇選管規則
鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則
- ◇選管告示
委員長の権限に属する事務を事務局長に委任する事項
- ◇人委規則
人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則
- ◇企業管理規程
鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

規 則

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十七号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(昭和六十三年七月鳥取県条例第二十二号)の施行期日は、昭和六十三年九月三十日とする。

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十八号

鳥取県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県公害防止条例施行規則(昭和四十七年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中「調理施設」の下に「(水質汚濁防止法施行令(昭和

四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十六号の三に掲げる施設を除く。)を加え、同表第二号中「(昭和四十六年政令第百八十八号)」を削る。

附 則

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

選挙管理委員会規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

鳥取県選挙管理委員会規則第二号

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会委員長専決処分規程(昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

二十 公文書の開示請求に対する決定に関する事項

附 則

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十八号

鳥取県選挙管理委員会規程(昭和二十六年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号)第十二条第一項の規定に基づき、委員長の権限に属する事務のうち、軽易な事件に関する報告、照会、回答、通知等に関する事務の処理については、事務局長に委任するものとし、昭和六十三年十月一日から施行する。

昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号(委員長の権限に属する事務を事務局長に委任する事項について)は、昭和六十三年九月三十日限り廃止する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

人事委員会規則

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十八号

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
人事委員会の事務局長に対する事務委任規則（昭和四十一年四月鳥取県
人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三十八号を第三十九号とし、第三十七号の次に次の一号を加
える。

三十八 鳥取県公文書公開条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第二号）

第七条第一項及び第二項の規定による公文書の開示請求に対する決定
及びその期間の延長をすること。

附 則

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第十九号

人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則

人事委員会の事務の専決及び代決規則（昭和四十一年四月鳥取県人事委
員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表事務局長専決事項の欄中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に

次の一号を加える。

十四 鳥取県公文書公開条例（昭和六十三年三月鳥取県条例第二号）第
七条第一項及び第二項の規定による公文書の開示請求に対する決定及
びその期間の延長

附 則

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

企業管理規程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十三年九月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第七号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局組織規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号）
の一部を次のように改正する。

別表鳥取県企業局西部管理所の項中「日野郡日野町」を「西伯郡岸本町」
に改める。

附 則

この企業管理規程は、公布の日から施行する。